

商工会報まるせら第127号

発行日:令和5年9月21日
 発行者:世羅町商工会
 電話:0847-22-0529
 F A X:0847-22-3415
 メール:sera@hint.or.jp
 H P:https:marusera.com

新規加入会員のお知らせ

9月14日開催の理事会にて新たに以下の5事業所(者)が商工会への加入を承認されましたのでお知らせいたします。

事業所名	代表者名	業種	地区
インテリア岡本	岡本 義和	家具等小売業	世羅
インテリアシミズ (屋号なし)	清水 文浩	内装工事業	世羅西
株式会社 せら動物病院(※)	杉原 徹	鉄骨工事業	世羅
株式会社 せら動物病院(※)	池本 麻弥	獣医業	甲山
バイオフロンティア 株式会社	小島 尚子	バイオマス製品製造業	世羅

(※)は法人成りに伴う再加入

会員資格・各種制度利用に関するお知らせ

商工会の加入脱退・会員資格・会費等については商工会の設立根拠となっている商工会法や定款に定められています。また世羅町の各種支援制度を利用する際には商工会員であることが要件となっているものが多いので、改めてご確認くださいませようご案内いたします。

商工会への加入と各種制度の利用

→加入申込をいただき、理事会での承認後に加入金・会費の納入を以て会員となり、各種制度をご利用いただけるようになります。
 なお、業種・業態によっては一部ご利用いただけない制度があります。
 →法人成・個人成等の場合も再度加入申込が必要です。
 なお、事業承継・組織変更等による加入の場合、加入金は免除されます。

商工会からの脱退と注意事項

→廃業や地区外に転出する場合は会員である資格を喪失するため、事実発生日の翌日に退会となります。
 →町内で事業を継続するが、任意で商工会を脱退する場合は脱退しようとする日の2ヵ月前までに脱退の予告をしていただく必要があります。このため、1月30日を過ぎて任意で脱退しようとする場合は翌年度分の会費が発生します。(根拠:商工会法第19条)
 また、年度途中で脱退された場合も会費の返還は出来ません。
 →世羅町預託融資制度・各種助成金制度を利用中の場合は脱退までに制度利用を完結していただく必要があります。(預託融資制度の残債がある場合等は脱退のお申し出があっても受理出来ません。)

変更事項等の届出

→屋号・代表者・住所等を変更した場合は、変更届出書を提出いただく必要がありますので、お早めにご連絡ください。

事業承継個別相談会

広島県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、専門相談員による事業承継やM&Aに関する個別相談会を下半期も継続開催します。

事業承継は計画的な取組が必要不可欠で、広い視野に立って、選択肢を検討することが重要です。後継者と5年後10年後を考えておきたい方はもちろん、後継者不在でお悩みの方も、ぜひ本相談会をご活用ください。

開催日時 令和5年10月20日(金)、11月17日(金)、12月15日(金)
 令和6年1月19日(金)、2月16日(金)、3月15日(金)
 各回13時~16時

開催場所 世羅町商工会 本所(西上原121-5)
 相談形式 1社あたり約60分の個別相談(予約制)
 対応機関 広島県事業承継・引継ぎ支援センター



県東部の状況・傾向としてはM&Aの相談が多く、マッチングにも対応しています。個別相談以外にもご希望に応じて事業所への個別訪問も出来ますので、事業承継でお悩みの方はお気軽に商工会へご連絡ください。

女性部事業「おとなの図工教室 2023」のご案内

令和4年度から大好評実施中の女性部事業「おとなの図工教室」ですが、一人でも多くの方に女性部活動を知っていただきたいと考え、女性部員以外の方の参加を募集中です。

「おとなの」と銘打っていますが、実は「子どもたちにも大人気」で、お子さん・お孫さんと一緒に参加も大歓迎。芸術の秋、童心に帰りつつ、一緒に楽しく、ちょっとアートな気分になってみませんか?

参加者の声

- ・作品作りに没頭して無言になり、驚くほど静かで集中力が高まります。
- ・日々、雑事に追われる中、なかなか無になることがないので、貴重なひと時となりました。
- ・可愛い乙女心をくすぐる仕上がりとなりました。

内 容	①モザイクタイル de トレイ	開催場所(共通) ・商工会本所
開催日時	10月27日(金) 19時~21時	
内 容	②豆ノート	参加費(材料費) ・概ね500円 (女性部員は無料)
開催日時	11月17日(金) 19時~21時	
内 容	③粘土で干支	
開催日時	12月15日(金) 19時~21時	

お申込みは各回1週間前までに電話またはメールにてお願いします。
 (担当:中元 メール: sera@hint.or.jp)

女性部では新規入部者を募集中です。交流事業や研修事業など真面目なこと・楽しいこと色々な活動をしています。一緒に楽しく活動しませんか?



③粘土で干支(今回は辰)

①モザイクタイル de トレイ



②豆ノート



広島労働局からのお知らせ

広島県最低賃金は、令和5年10月1日より時間額970円に引き上げられます。(詳細は広島労働局HPもご確認ください)。

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。今回の引上げに係り、令和4年12月31日発行の特定の産業で働く労働者に適用される特定(産業別)最低賃金の一部については、時間額970円を下回るため、10月1日から広島県最低賃金額が適用されます。

産業別最低賃金の区分等の詳細につきましては、広島労働局労働基準部賃金室(082-221-9244)にお問合せください。

最低賃金に算入しない賃金

- ①精皆手当、通勤手当、家族手当 ②時間外、休日及び深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金及び1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業においては、賃金制度・労働時間制度・労働安全衛生管理体制の見直しが非常に重要です。

広島働き方改革推進支援センターでは、これらの課題に取り組む中小企業の事業所内の生産性向上に向けた賃金引上げ及び設備投資等について、無料でアドバイスを行っています。

また、賃金の引き上げに向けた環境整備を支援する制度(業務改善助成金・キャリアアップ助成金等)もありますので、ぜひ、ご活用ください。

広島働き方改革推進支援センター(開所時間 平日9時~17時)
 電話 0120-610-494
 メール hir-hatarakikata@lec.co.jp

